

事務連絡
令和7年6月2日

関係団体 各位

厚生労働省医政局医事課

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）

平素より、医療行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」できるか、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが、必要不可欠です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる、極めて重要な課題であります。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる事業者が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。

こうした中で、令和7年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・事業者と連携して進めるよう、石破総理より指示がありました。

貴会におかれでは、本連絡について会員に周知いただくとともに、特に下記の点について御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号））違反がないか、事業者による自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第4条及び同法第3条等の規定に違反する行為がないか、事業者による自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」¹を活用し、下請法違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発

¹ 「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」（公正取引委員会、平成20年12月17日公表）https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

的に申し出ることも検討すること。

<ご参考>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180416support1.pdf>

2. 中小受託取引適正化法の周知や、施行前からの自主的な対応

令和7年5月16日に成立した中小受託取引適正化法において、

- ・対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
- ・対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること
- ・対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加すること
- ・従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加すること

等が新たに措置された。

これら新たに規制された行為等は速やかに是正されることが重要であり、各業界・事業者に対して周知するとともに、取引適正化の観点で各業界・事業者において自主的な対応を行うこと。

3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を、不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。にもかかわらず、「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」等との言い分により、受注者に不利益・不合理でありながら「染みついた商慣習」も存在する。

例えば、「本来の債務とは別途の、無償サービスの提供要請」や、「メリットの不明確な協賛金・会費等の徴収」、「根拠・説明なき代金の減額（歩引き）」、「代金支払に伴う手数料等の受注者負担」などが該当する。更に、「製品在庫、型の保管費用等を受注者が負担」、「製品の知的財産を、発注者が無償で取得」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担については、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に当たると整理される方針である。

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・事業者に周知するとともに、②改善すべき商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

4. 最終製品やサービスを消費者に提供する業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる事業者においては、

(1) 直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格

決定を行うこと。

- (2) また、更に先への価格転嫁の予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した事業者においては、その遵守を推進すること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。なお、未策定の業界においては、自主行動計画の策定について検討を行うこと。

6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「指針」という。）」の遵守徹底など

「指針」に示された行動指針を遵守すること。具体的には、

- (1) 発注事業者においては、「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注者に対しても、価格交渉を行うよう促すこと。その際、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がなされるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること。
- (2) 受注者においては、「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。
等

以上

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ① 製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
- ② 法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたもののが改善されない事業者に対して、より具体的な措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 「下請事業者」、「親事業者」等を「中小受託事業者（仮称）」、「委託事業者（仮称）」等に改め、あわせて、法律の題名も改正。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（注）国会で「令和8年1月1日」に修正

参考資料

自発的申出について

下請法違反行為をしていた親事業者が公正取引委員会・中小企業庁に対して自発的に違反行為を申し出た場合、親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、所要の事由が認められた場合には、勧告を行わない取扱いとする制度です。

その際、以下の事由が認められる必要があります。

- 1 公正取引委員会等が該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- 2 当該違反行為を既に取りやめている。
- 3 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置（注）を既に講じている。
- 4 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- 5 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

（注）下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

問い合わせ先

○公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 下請取引調査室

電話 03-3581-3374

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

○中小企業庁 事業環境部 取引課

電話 03-3501-1732

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/zihatuFAQ.pdf>

自主行動計画について

サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取り組む行動をまとめたもので、29業種79団体が策定しています（令和7年4月時点）。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>

問い合わせ先

○中小企業庁 事業環境部 取引課（電話 03-3501-1669）

パートナーシップ構築宣言について

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもので、下記の（1）（2）を宣言します。

（1）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

- ・オープンイノベーション
- ・IT実装
- ・グリーン化 等

（2）下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守
特に、取引適正化の重点5課題について宣言します。

- ①価格決定方法
- ②型管理などのコスト負担
- ③手形などの支払条件
- ④知的財産・ノウハウ
- ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

問い合わせ先

○中小企業庁 事業環境部 企画課（電話 03-3501-1765）

○内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）付（03-6257-1541）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させる観点から、労務費の転嫁のあり方について、内閣官房及び公正取引委員会が連名でとりまとめた指針です。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

○下請かけこみ寺

中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>

○価格転嫁サポート窓口

価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。

ご相談の際は、以下、よろず支援拠点の各都道府県窓口までご連絡のうえ、価格転嫁に関するご相談の旨をお伝え下さい。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka_support.html

○中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

取引先と価格交渉を行うために準備しておくとよいツールや、交渉を行う上で押さえておくとよいポイントなどを、わかりやすくまとめてあります。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf

○その他の価格交渉・転嫁のツール

価格交渉の根拠材料として有用な公表資料や、価格交渉に応じてもらえない等の取引上の悩み等に関する情報を用意しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shien_tool.html

○価格交渉を行うための事例集

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180416support1.pdf>

○価格転嫁・取引適正化対策の最近の動きと今後の方針

足元の価格転嫁・取引適正化施策と今後の施策について紹介しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html#tenka_torihiki_tekiseika